

平成21年（2009年）紀北町3月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成21年3月5日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年3月5日（木）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6番 北村博司（8番 尾上壽一） 7番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より所用のため少し遅れるとの連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

川端龍雄議長

ただいまから平成21年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

ここで議案の差し替えについてお願いいたします。配布済みの議案第10号について、30ページの改正文の附則第3条中に字句の誤りがありました。租税特別処置法となっておりますが、租税特別措置法が正しい名称であります。議案に当たる部分であるため、執行部から、差し替えの申し出がありましたので、会議規則第20条の規定に基づき、議長において許可することとし、第10号議案については新たに配布をさせていただきました。ご了承ください。本日、配布しました議案でもって審議にあたっていただきますようお願い申し上げます。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

日程第1

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

6番 北村博司君

7番 玉津 充君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日、3月5日から3月24日までの20日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から3月24日までの20日間とすることに決定しました。

日程第3

川端龍雄議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月25日に議会運営委員会が開催され、定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、定例会において提案され受理した案件は、発議1件、諮問1件、議案については第

3号から第27号までの25件であり、合計27件となっています。

なお、追加予定議案についてであります。定額給付金の財源を確保する20年度第2次補正予算関連法案が3月4日に成立したことにより、さらに補正予算（第5号）の議案の追加が予定されます。追加議案が提出されましたときは、議会運営委員会にお諮りし、取り扱いをしたいと思っておりますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成20年度普通会計の1月分と、水道事業会計の1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、意見書の処理結果についてであります。12月定例会において議決をいただきました「自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書」については、定例会終了後に各関係機関に送付させていただきましたところ、財務大臣に送付したものについては、所管違いであるという理由でもって返送されてまいりました。宛先についても議決されたものであるため、返送されてきた意見書については議会事務局で保管しております。意見書を送付した8件のうち7件については受理されており、その目的は十分に果たせたものと判断するものであります。したがって、その財務大臣に対する意見書については、所管違いであるため提出しないこととさせていただきますので、ご了承ください。

次に、一部事務組合議会等の開催についてであります。紀北広域連合議会は3月26日、木曜日、午後1時から、三重紀北消防組合議会は3月27日、金曜日の午前10時から開催される予定と伺っております。議員においては出席くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、荷坂やすらぎ苑組合議会につきましては、大紀町において町長並びに議会議員の選挙が行われ、いずれも3月13日に就任されることもあり、3月中に組合議会の開催が難しいという申し出がありました。新年度予算については、新しい組合管理者でもって、紀北町議会で予算が議決された後、専決処分の方法により処理させていただくということを幹事会において確認されました。その旨、ご理解いただきますようお願い申し上げます。したがって、組合議会の開催はないということとなります。

次に、開発公社理事会の開催についてであります。3月30日月曜日、午後1時30分から開催の予定と伺っております。出席くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しております。通告書を締め切った時点で、議長が判断し一般質問の日数を調整させていただくことになります。なお、通告書の受付は、本日、午前8時30分から受付を行い、明日の午後2時までとなっております。第2日目は本会議となっておりますので、締め切り時間には十分に注意くださるようお願いいたします。

次に、要請書についてであります。三重県年金者組合牟婁支部の支部長、前田寛一氏からと、全日本年金者組合三重県本部の執行委員長、鈴木茂氏から、物価上昇に見合う年金引き上げについての要請書が提出されております。双方とも、年金者組合の物価上昇に見合う年金引き上げの要求と運動について、ご理解とご支援をお願いするとともに、政府に対し意見書を出していただきたいという趣旨のものであります。送付先など明記されてなく、また、要請ということであるため、議員に配布することで取り扱いをいたし、各議員の棚に入れさせていただきましたので、ご報告いたします。

次に、紀北町全員協議会の規程についてであります。議会での協議の結果、全員でもって確認がなされたことにより、議長名でもって、3月3日付けで公布の告示を行いました。今後、全員協議会の運営に当たっては、本規程に基づき運営することになりますので、ご了承をください。

次に、定例会中の行事であります。3月10日、火曜日は中学校の卒業式、3月19日、木曜日は小学校の卒業式が行われます。また、3月16日、月曜日に第2回口頭弁論が行われることとなっております。いずれも休会といたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

指定金融機関の見直しについてであります。紀北町の指定金融機関につきましては、平成17年10月11日の合併時において株式会社第三銀行を指定しております。

指定に当たっては、当時の旧紀伊長島町、旧海山町において指定金融機関、または収納代理金融機関に選定している金融機関のうち、旧両町内に支店を有していた株式会社百五銀行、株式会社第三銀行、紀北信用金庫、三重県信用漁業協同組合連合会、当時の三重紀北農業協同組合（現伊勢農業協同組合）に対して紀北町指定金融機関への指定希望の有無とその条件について調査を行った結果、最も有利な条件を提示した株式会社第三銀行に決定をいたしました。

契約後3年が経過したことから、今回、前回同様の方法により指定金融機関への指定希望の有無とその条件について調査を行いましたところ、株式会社第三銀行が最も有利な条件を提示したことから、引き続き指定金融機関として継続することにいたしましたので、ご報告いたします。

以上、ご報告いたしまして、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

入江君。

11番 入江康仁議員

議長、この今の行政報告についてですね、私は昨年12月議会においてですね、水道水源保護条例の一本化についての質問をいたしました。そのときにですね、町長は3月までにきちんと、3月議会までには上程すると、そしてこの遅ればこの水道水源保護条例の一本化に対しては、私は昨年の6月から始めてます。そうしていろいろな行程があるからということで、私は9月まで黙っておった。そして12月に何も動くようなところがないから質問して、今期3月議会に上程するという町長のお言葉をいただいて、また、この議会における答弁をいただいたんで、私は私なりの、議員のやはり1つのですよね義務として、町民にその旨の議会

だよりでもう報告しておるんです。それに対して、今回これに対する行政報告をやってないということはどういうことなん。

そして、議長にもう1点言いたいのはですね、この議員はこの議会において一般質問等によってもそうです。予算等によってもそうです。その答弁そのものが町長の重責だと、言葉に対しての重責を負うということ、あると思うんですね。それは単にですよ、言葉の責任は法的に効力をね、生じるものでないとされておりますが、本会議における答弁については、事実問題としてですよ、政治道義上の責任問題が生じてくると思うんですが、そのこのとも議長の考えを聞かせていただきたい。

そしてですね、議会における正規の発言について、閉会後に前のその12月議会の会期の発言の取り消しはできないとされておりますが、それも答えていただきたい。ましてこれは紀北町ですね、議長、紀北町の大事な水道水源保護条例の制定に関する本議会での発言についてのことですからね、議長ちゃんと聞いておってくださいよ。要は私は言いたいのは、議員の、きちんと説明せな町民にわからんから、議員だけの説明会の全員協議会で説明したってということじゃなくて、それで済ますような問題じゃないということですよ。

町長、それをやはり町民にも延びたのやったら延びた。このように事情があって延びましたので、12月議会に答弁したことには謝罪なり、町民に対しての説明をすんのが、これ町長としての責務でしょう。

そして、我々議員もどうですか、議長。

川端龍雄議長

簡潔に、今、行政報告のあとです。

11番 入江康仁議員

行政報告に対して、これが説明なかったから、この経緯を言うておるのでしょうか。

川端龍雄議長

行政報告に対しては質疑ありません。

11番 入江康仁議員

いいですか、質疑じゃないんや、考えをあんたに言うておる。だから議員という者は、町民の代表と選ばれて、町民の声を議会に反映して、それを町長が答弁して皆に知らしめる。これが町民から選ばれた町議会議員としてのですよ、責務と義務と使命じゃないですか。

川端龍雄議長

行政報告の場でそういうような質疑は。

11番 入江康仁議員

あなたね、人の発言を止めやんと最後まで聞け。それじゃ必ず私の質問はわかる。いいか、それを的確にあんたこれ議事進行だから、あなたは答弁せなあかんよ。

川端龍雄議長

簡潔にお願いします。

11番 入江康仁議員

それでは今までの3つの質問と、そういうことによってですよ、私ども議員としてのこの議場は活躍のする場で、仕事場です。それに対する答弁を軽々しく変えたり、そのようなする答弁を町長は許されんと、これは。はっきり言って不信任案に該当する行政報告だと思えますが、このまま議事を進めるなら、そここの問題も生じてくるから、議長の答えを明解に町民にわかりやすいようにですよ、説明していただきたいと思えます。

川端龍雄議長

町長の行政報告は、町長のお考えで行政報告をしていると思えます。

それから、本会議の答弁云々の議長に対してありましたけど、これ全員協議会でも議員にも質問を受け、私も明解に答弁をしております。町長と質問者の答弁の食い違いで議長がそれを注意せよというような趣旨のことありましたけど、やはり質問者と答弁者が食い違うことも多々あると思えますので、そういうことが。

11番 入江康仁議員

意味が違うよ、あんたが言うておる答弁は。そういうこと聞いてないよ。なぜこの全員協議会と町民のこの本議会で知らせることが違うと言うておるのや、それ。

川端龍雄議長

12月議会の答弁、3月議会でこの行政報告がなかったということでございますが、これは町長の12月議会のその水道水源のここで報告すると、行政報告で。

11番 入江康仁議員

延びたことよっての町民に対する説明する義務を質しなさいということなんですよ。

川端龍雄議長

それは行政報告でなしに、町長が所信、またいろいろな面でこれは町長が報告とか答弁すると思えますので、その点は私に言っても答弁しかねますので、それは。そういうことでございますので。

次に日程第5 町政の一般説明を行います。

11番 入江康仁議員

議長、あんた何も答弁に答えてないやないか。

川端龍雄議長

議事進行の2回目は受け付けません。

11番 入江康仁議員

受け付けないのやったらちゃんと答えんか、そんたら。何言ってんだ、あんたは。

川端龍雄議長

発言に気をつけてください。

11番 入江康仁議員

そんなもんは許さんぞ。

川端龍雄議長

発言に注意してください。

11番 入江康仁議員

発言、あなたがそんなら義務をちゃんと果たしなさいよ。皆、これでわかったか、そんたら。あなたきちんと答弁してないんですよ。皆、わからないでしょう。それを果してから言いなさいよ、あんた。私らの議員としての立場どうなるのですか、これ町民に対する。私は町長は報告しなかったことを、町民に報告しなかったことを、全員協議会は議員だけです。それだけでなく、住民を軽視したようなそういう住民不在のような格好の報告では駄目ですよということを言っておるんですよ。議長、だからそれを町長はどんな認識しておるのか。そんたら町民不在の行政だということを、議長あんた認めるんですか。認めるんやったら私引きます。そしてあとからやります。

そういう見解を明確に答弁してくださいという質問じゃないですか。質問に答えてないもんをね、議事進行2回目は許さないとか、そんなこと言っておったらいかんよ。

川端龍雄議長

入江議員わかりました。この全協で報告してないのを議会で報告、町長はしてないということに関しては。

11番 入江康仁議員

いや違うて、取り方は。議場というところはですよ、議長よう聞いてくださいよ。町民の代表の声を議会に反映とか、町民の声、また今問題として知り得たことを、議員がそれに対して代理としてこの議場の中で、町民の代弁をやるわけでしょう。それに対しての12月議会で、

3月に上程すると言ったことに対して守ってない。また報告も住民にしないということはど
ういうことですかということなんですよ。

それに対して、議長、報告をさせなさいと、するのが筋じゃないですかということなんで
すよ。だから住民不在に、住民に対して議会、議員だけじゃないですよこれは。

川端龍雄議長

入江議員、この今の質問にはこれは一般質問とか等で、これは議長からそういうようなこ
とが町長に、それは言えるべきものではないと思います。これは議員からやはり質疑の一般
質問のときにしていただければさ、今の場合ともかく行政報告を今町長がしたので、行政報
告は。

11番 入江康仁議員

議会の中で議員からいろいろな指摘があったときに、議会運営を議事を正しく進行するた
めに、あなたがあるんですよ。あなたの権限は私言うておるんやないぞ。間違った権限はあ
なたの。間違っておるじゃないか、あんた。一回休憩してそれじゃ議会運営議会でも開いて、
ききなさいよ、そんなら。おかしいじゃないですか、議員の皆さん。あんたらも、お宅らも
皆町民の代表として選ばれてきたんでしょ。なぜ言わんの、こういうことを町民の代表と
して。

川端龍雄議長

後刻。

11番 入江康仁議員

あんたの取り方が違うからきちんとした説明を受けたい。私はこれは済まさんよ。おかし
いじゃないですか、あんた。

川端龍雄議長

入江議員、これは入江議員の。

11番 入江康仁議員

これは町民を不在にした、町民不在の報告じゃないですか。町長の言葉の重責というもの
は何もないんやったら、一般質問も質問もないじゃないですか。何のために質問やるんです
か。形だけの質問ですか、議会においては。今、初めて町民のための、町民が今思うておる、
思い、知りたいことをこの場でやるのが、議員が質問し、間違っているものやったら正しな
がらやるのが、議会運営であり、我々町議会議員としてはね、それをやることによって、責
務と義務と使命を果たせるんじゃないですか。

そういう場におかしな答弁をしておいて、何も町民に対して報告しないというのは、これは絶対許せることはできませんよ。

川端龍雄議長

入江議員、お答えします。そのさきほどの12月議会で町長の水道の件でありますけど、報告の件でありますけど、これはやはり議員が指摘していただいて、議長から指摘するものとはまた違うと思います。これだけはわかっていただきたい。

11番 入江康仁議員

議長、あんたその議長から言うことと違うのやて、これは議長としてね、私は議事進行の発言で現実にはあなたに言うておるんです。議員がですよ、町長に直に話してあんたこれ説明せんかなと、それだったら談合じゃないですか。

川端龍雄議長

直じゃない、一般質問等。

11番 入江康仁議員

一般質問は一般質問の仕方がありますよ。私はこの行政報告で当然するものとおった。しかし入ってなかったから言うんでしょう。入ってなかったから言うんじゃないですか。これはこのまま絶対許すことない、町民のためにもこれが大きな問題なんですから、これからは私はこれに関連していろんなことで立ち上がらんならん。これも紀北町町民のために、それを今こういうような行政報告の軽く見られておったら、この水道水源保護条例によって何が起こったんですか、大きな町の将来を閉鎖するような大きな問題が起っておるんじゃないですか。あなた自身もですよ、議長、就任のときにはやな、国家賠償という大きな問題を取り上げたと、あんた挨拶しておるやないですか。

川端龍雄議長

入江議員、議事進行します。町長の一般所信表明もちょっと聞いていただくように。

11番 入江康仁議員

それ入っておるのやな。

川端龍雄議長

それはまだわかりませんが。

11番 入江康仁議員

入ってなかったらどうするの。

日程第 5

川端龍雄議長

次に日程第 5 町政の一般説明を行います。

それでは、町長の発言を許します。

奥山町長。

奥山始郎町長

これより予算並びに諸議案をご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

アメリカに端を発した金融危機の影響により、わが国経済も大きな影響を受け、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化、そして深刻化するおそれが高まっています。

このような中、政府は、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という 3 段階で、経済財政政策を進めることとしています。

平成21年度の我が国の経済については、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待されていますが、世界の経済金融情勢によっては、景気の下降局面がさらに厳しく、長くなることも留意する必要があるものと思われます。

このように、地方財政を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

このような中、本町の平成21年度当初予算は、現下の厳しい経済情勢や財政状況を踏まえ、次の考え方を基本に編成したところであります。

まず、1 点目として、国の第 2 次補正予算に対応し、平成21年度当初予算と平成20年度補正予算第 4 号により繰越して実施するものを含め13カ月予算により、緊急に実施すべきものや生活者重視の観点から対策を講じたことであります。

具体的には、地区集会所の改修、生活道路の整備や大雨等の危険から住民を守るための河川整備、住民の利用頻度が高い体育館や多目的会館の改修、資源ごみステーションの整備な

ど、住民の最も身近な部分に、また、学校施設では長寿命化に加え、児童生徒が安心して授業が受けられる環境の整備など、住民生活に直接関連した事業の推進を図るものであります。

2点目は、住民の安心や満足度を高めるため、「紀北町第一次総合計画」の実現に向けた取り組みを着実に推進することであります。

3点目は、より安全・安心な町づくりや防災力の向上をめざして、ソフト・ハードの両面から取り組むことであります。

4点目は、厳しい財政状況に対処するため、紀北町行財政改革大綱に目標として定める「住民満足度の向上と分権型社会に向けた住民参加と協働による行財政運営の推進」をめざし、アクションプログラムに基づき、行財政改革を進めていくことであります。

以上のような考え方により、予算編成を行った結果、本町の平成21年度一般会計当初予算総額は86億 4,500万 7,000円で、前年度に比べ 2.6%の伸びとなり、厳しい財政状況ではありますが、積極的な予算を編成いたしました。

また、補正予算第4号で計上している、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費などを加えた13カ月予算ベースでは、予算総額は90億 6,005万 5,000円となり、前年度に比べ 7.5%の伸びとなっています。

それでは、紀北町第1次総合計画、基本目標に基づき、重点的な施策について申し上げます。

施策の1つ目の、「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。本町にとりまして、何よりも心配なのは、近いうちに高い確率で発生すると言われております東海、東南海、南海地震の発生と、この大地震による津波の襲来であります。

このため、津波避難対策では、紀伊長島区の名倉地区、松本地区に津波避難路の整備、海山区の引本地区に津波避難路及び引本公民館に避難階段の設置をいたします。

消防業務では、火災から住民の生命、財産を守るため、消防団詰所の整備や消防団資機材搬送車の購入などを行い、消防力の強化に努めてまいります。

また、救急業務は、年々増加しておりまして、傷病者の救命率の向上が急務であります。

このため、救急隊員がより高度な技術の習得に努め、医療機関との密接な協力体制の構築に務めてまいります。

環境施策では、ごみの減量化と再資源化を進めることが必要であり、住民の皆様のご協力を得ながら、行政と一体となり、これに取り組んでまいりたいと考えております。

本年度は、紀伊長島区においても、新聞紙やダンボールなどを、いつでも搬入できる資源

ごみステーションの設置を進めてまいります。

また、町内に2箇所あるRDF施設については、適正な運営が図れるよう検討してまいります。

生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及促進に努め、設置に対して引き続き支援を行ってまいります。

また、環境保全のため水質検査や大気測定及び、廃棄物の不法投棄の監視強化などを行ってまいります。

港湾・海岸整備、長島港海岸では、県営海岸高潮対策事業により、老朽化が著しい名倉地区の樋門整備と西長島地区の堤防補強を促進します。

港湾改修事業では、長島港の物揚場の補修を実施いたします。

河川事業では、平成16年9月の豪雨災害によって甚大な被害を受けた、船津川の災害復旧事業が平成21年度で完成いたします。

また、砂防事業では、海山区の上里・矢口浦・島勝浦で、引き続き堰堤等の施設整備に努めます。

紀伊長島区では三戸川で堰堤等の施設整備を促進してまいります。

交通・通信体系の道路網整備では、近畿自動車道紀勢線の「紀勢・大内山インターチェンジ」が2月7日に供用されましたが、さらに平成24年度の「紀伊長島インターチェンジ」の開通と、平成25年度の「熊野市・大泊インターチェンジ」までの開通を目標に、国土交通省や中日本高速株式会社への協力・支援体制を整え、高速道路事業の推進を図ってまいります。

また、県営事業では、「国道422号（紀伊長島インター線）」及び「県道矢口浦上里線」の整備を引き続き推進してまいります。

町道整備事業では、紀伊長島区の前里江の浦線、茂原前山線など、海山区の船津駅前線、小山山側線など、道路改良事業等を行ってまいります。

県営・熊野灘臨海公園事業では、紀伊長島区・片上地区の「郷土の森整備」と海山区・大白地区の「芝生広場整備」を行ってまいります。

次に、施策の2つ目の、「互いに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

本町では、住民の健康増進に努め、病気を予防し、住民の皆様が健康で長生きし、快適に暮らせるまちづくりに努めています。

今年度から町民健康ウォーキング事業を実施し、運動不足となりがちな高齢者から若者ま

で、広くウォーキングを定着させ、健康保持増進に努めていく所存であります。

また、町民の皆様方も「自分の健康は、自分でつくる」という考えを持ち、日ごろから健康に留意していただきたいと思っております。

地域保健事業では、国保ヘルスアップ事業のフォロー事業を行うとともに、引き続き健康教育、健康相談各種ガン検診事業などを実施してまいります。

また、高齢者の健康対策では、転倒予防・認知症予防教室・認知症サポート養成講座などの地域支援事業や、インフルエンザ予防接種事業を実施してまいります。

高齢者福祉事業では、寝たきり老人等福祉保健手当の支給、一人暮らし高齢者の緊急事態に対応するための緊急通報装置の設置、日々の見守りも兼ねた配食サービスなどを行ってまいります。

母子保健及び児童福祉事業では、保育所運営対策として障害児保育などの私立保育所保育対策事業や児童保育事業を実施いたします。

また、子育て支援センターの運営に対し助成を行うとともに、安心して出産できるように、公費負担による妊婦健康診査の助成回数をさらに増やし、負担の軽減に努めます。

障害福祉事業では、重度の障害を持つ方に対する医療費の助成、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練給付事業、また、障害者の方が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、相談支援、移動支援等を行う地域生活支援事業を充実させるとともに、じん臓機能障害者に対する交通費の助成につきましても、引き続き実施いたします。

次に、施策の3つ目の、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」であります。

農業振興事業では、県営中山間総合整備事業により農業生産基盤整備として用排水路、井戸、ポンプ等の取水施設の改修や農道の舗装などを中心に実施してまいります。

林業振興では、適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」と二酸化炭素の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多目的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ってまいります。

また、木造住宅新築奨励金交付事業の継続により、地元製材の振興を図ってまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会によるニホンザル・イノシシ・ニホンジカの捕獲、駆除や獣害防止用の資材費用に対する補助等の対策をしていますが、被害はますます増加の傾向にあるため、地域住民の方々や農林業関係者と協議し、鳥獣害防止総合対策事業を推進し獣害対策を図ってまいります。

水産業振興事業では、漁業担い手対策事業、漁協基盤強化対策資金利子負担事業、外国人漁業研修生受入対策事業、放流事業などを実施し、水産業の振興を図ってまいります。

また、水産業の振興のみならず人命を守る上で重要な海岸整備事業として、津波・高潮などの災害に備え、津波・高潮危機管理対策緊急事業により、老朽化の激しい白浦漁港の防潮扉の改良を行います。

また、現在設置されている防潮扉、樋門の防護機能を高く維持するように努めてまいります。

水産資源管理では、海の環境保全に配慮し、持続可能な漁業が営まれるよう、本年度から環境生態系保全活動支援事業を実施し、藻場・干潟にかかる保全活動組織に対する支援を行ってまいります。

商工業振興施策では、小規模事業者等への指導的役割を果たしている紀北町商工会と連携し、小規模経営改善普及事業等による地域振興を促進するため、中小企業指導育成事業による支援を引き続き行うとともに、年末・きいながしま港市や渡利牡蠣まつりなど、地域の特産物のPRや販路の拡大に向けた取り組みへの支援など、引き続き物産振興を推進してまいります。

また、厳しい雇用情勢や多様化する消費者生活行政に対し、適切に対応してまいります。

観光振興施策では、昨年策定しました紀北町観光振興プラン等により、紀北町の観光の目指す方向性をより明確にし、地域資源を最大限に活用した体験型観光を推進するとともに、「海、山、川」等の魅力ある地域資源の再確認、熊野古道の更なる魅力向上、食、宿泊の魅力の充実等に向けた具体的な取り組みを進め、訪れた方が人と自然に癒される「廻（めぐ）りのまち」の実現を目指してまいります。

紀勢自動車道の紀勢大内山インターチェンジが開通し、本町への誘客効果が見込まれるところではありますが、町内への誘客を図っていくため、食を核とした紀北町ブランドの強化、マンボウや渡利カキ等特徴ある食材を活用した特産品づくり、港市等の各種イベントなど農・商工連携した取り組みによる「観光産業の育成」や町民と観光客双方に魅力的な地域づくりに向け、紀北町商工会、紀北町観光協会など関係団体等と連携し、商工・観光の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

また、団塊世代の定年退職者や若者に情報を発信し、町内への定住を促進するため、「空き家バンク制度」につきまして、町のホームページを活用し、普及に努めてまいります。

次に、施策の4つ目の、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」であります。

学校教育では、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子供たちにとって安全で安心な学校環境を整えることであります。

子供たちの安全を図る上から、学校施設の耐震化につきましては、地域住民の方々の災害時の避難場所としての機能を備えた相賀小学校の改築事業は、平成21年度、22年度の2ヵ年で実施いたします。

他の学校施設につきましては、学校施設耐震整備計画により、平成23年度までの3年間で、すべての学校施設の耐震化を完了することを目標に、補強工事等を進め、安全で安心な学校施設の整備を進めてまいります。

また、すべての児童・生徒それぞれが、個人の尊厳が重んじられ、障害のある子とない子が区別されることなく、同じ社会の一員として、ともに学び、ともに理解するために、同じ学級で教育を受けることのできる環境の充実を図るとともに、昨年に引き続き、特別支援学級や普通学級に在籍する介助を必要とする児童生徒のため、臨時介助教員を配置いたします。

生涯学習では、各地区の公民館など、施設の活用により、優れた芸術や文化に触れる機会の提供や、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた各種学級や講座を開催し、学習機会の充実に努めてまいります。

また、町文化協会活動への支援を通し、文化サークル活動の活性化を図ってまいります。

スポーツの振興では、町体育協会への活動支援を行い、駅伝大会等のスポーツ大会の開催やスポーツクラブの活性化を図ってまいります。

また、町民の健康志向の高まりを受け、各種スポーツ教室などを開催し、体力に応じて、楽しくスポーツに触れ合う機会の提供に努めてまいります。

本町では、地域のよき指導者や関係者のもと、小中学生のスポーツクラブ活動が盛んに行われ、県大会での活躍や全国大会への出場を果たすなど、優秀な成績を収められています。

第2回、美し国三重市町対抗駅伝大会においても、選手や関係者の努力が実り、昨年を上回る優秀な成績を収められています。

次に、施策の5つ目の、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」であります。

本町の財政状況は、合併による国や県の支援、また行財政改革の実施により、合併時と比べますと改善はされていますが、依然として厳しい状況にあります。

財政構造の硬直化が進みますと、臨時的な財政需要に対応できる自由度が失われることとなります。

このため、引き続き財政の健全化にむけ行財政改革を推進し、自立できる町づくりに努める所存であります。

行財政改革の成果としましては、人件費におきましては、定員適正化計画に基づく職員の削減、地方債におきましては、新規起債借入れ額の抑制や過疎対策事業債、合併特例事業債など普通交付税措置がある有利な起債の借入れ、また、普通交付税で措置されない地方債の繰上償還を行うなどによりまして、将来負担の軽減に努めているところであります。

この結果、地方債残高は、平成21年度末で 123億円となる見込みで、合併当初の平成17年度末に比べ、23億円減少する見込みであります。

一方、基金残高は、平成21年度末には、21億 9,000万円になる見込みであり、平成17年度末に比べ11億 4,000万円増加する見込みであります。

なお、町民の皆様にご心配いただいております、産廃訴訟に係る損害賠償等請求事件につきましては、適正に対処してまいります。

以上の重要課題のほかにも、関係各位の皆様からたくさんの要望がありますが、限られた予算の中で十分配慮しながら「最小の経費で最大の効果を挙げること」を念頭におき、町政の推進に最善の努力をし、この町に住んでよかったと思えるような町づくりをしたいと考えております。

住民の皆様並びに議員各位のご協力を心からお願い申し上げまして、私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

川端龍雄議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

川端龍雄議長

さきほどの入江議員からの議長に対しての動議に対して、再度お答えしますが、12月議会に町長が答弁されました水道水源の保護条例を3月議会に提出するという件が、本会議で発言されました。

議長としての、発言の会議規則に定めるものは、発言の取り消し等については、議員に対するものであり、執行機関に対して命じることはできません。また、やはりこの全協で報告

したということでございますが、やはり本会議で発言したことは本会議で説明するというのが、入江議員の説とすることは妥当と思われま。

議長から命じることはできませんけど、町長に、本日、議会において、その説明報告するよう求めることにいたしますので、ご了解ください。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。10時50分から再開いたします。

(午前 10時 29分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

川端龍雄議長

さきほどの入江議員の議事進行に対し、その旨を執行機関に申し伝えたところ、町長より説明するとの申し出がありましたので、許可することにいたします。

なお、行政報告ではなく、議事進行の発言に対しての議長としての必要があると判断し、理事者に申し伝えましたことに対しての答弁として取り扱いをいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま議長のお許しを得まして、さきほど入江議員の水道水源保護条例の制定についてはですね、去る12月定例会におきまして、私が3月議会定例会に上程するという言葉を発しました。そのために十分この作業を進めてきたわけでございますけれども、この最終段階に

において検察庁に条例を提出し、チェックを受けるということにですね、約2ヵ月ぐらいはかかるだろうということで、どうしてもスケジュールとして間に合わなくなりました。そのことにつきまして、心から深くお詫びを申し上げます。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で終わります。

日程第6～日程第7

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第6 発議第1号と、日程第7 諮問第1号の2件については、議会からの議案と人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件2件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 発議第1号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者から提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 尾上壽一君。

尾上壽一議会運営委員長

皆さん、おはようございます。

発議第1号について、提案の趣旨並びに内容説明を申し上げます。

平成21年3月5日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提出者 議会運営委員長 尾 上 壽 一

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、記載のとおりであります。これまで議員の申し合わせにより、当町議会における一般質問は一問一答方式を採用し、その取り扱いについては、会議規則第55条の質疑の回数の規則を準用し、ただし書きにより回数を制限しないこととしてまいりましたが、各自治体においても一般質問に一問一答方式を採用する議会が多くなってきていることから、議案に対する質疑と、一般質問との役割を明らかにするとともに、住民の信託に応え、民主的な町政の発展に寄与するため、議会運営の根幹をなす会議規則を見直ししようとするものであります。

内容については、3ページの新旧対照表により説明をいたします。

第61条は、一般質問に関する規定であります。現行の規定では、第1項から第4項まで規定されています。改正案は、第4項を第5項とし、第3項の次に第4項として、質問は一問一答方式で行うという1項を加えるものであります。

次に、第63条の準用規定であります。質問に関しては第61条の一般質問と、第62条の緊急質問があります。現行の規定のあとに、ただし第61条の規定による一般質問については、第55条の規定は準用しないと、ただし書きを加えることにより、一般質問における質問の回数制限をなくするものであります。

附則として、この規則は、平成21年4月1日から施行するというものであります。

以上が、提案の趣旨並びに改正の内容であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

川端龍雄議長

次に、日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の長井悟郎氏が、本年6月30日をもって退任されますので、後任として紀伊長島区東長島272番地1(東井ノ島)高須幹生氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

長井悟郎氏におかれましては、平成5年7月に就任されて以来、16年という長きにわたり本町の人権擁護委員として、また平成15年からは三重県人権擁護委員連合会会長として多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

後任の高須幹生氏におかれましても、資性温厚にして信義にも厚く、また平成20年3月まで相賀小学校の校長をされ、教育関係・人権教育にも精通されていることから、適任であると判断したものであります。

以上、人事案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

川端龍雄議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっと確認だけですが、高須さん4月から公民館の主事をされておるんですね。こういう人権擁護委員と兼務することになるんですか。その辺はどうなんでしょうか。

以上、1点だけです。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。議員おっしゃったようにですね、この4月1日から高須さんにおきましては、紀伊長島区の東長島公民館の主事をされております。それで今回、高須さんはですね、人権擁護委員として推薦をさせていただくわけなんですけど、兼務につきましてはですね、特に問題はないということで確認をとっております。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

ちょっと申し訳ないことで、勉強不足で申し訳ないですけど、これ何人ぐらい定員、定数ですね、人権擁護委員の。

それで、また今回、推薦されたのも長井悟郎氏にしても、多分教員の出身だと思うんですけど、その辺の前職業というか、それぞれのどの分野で活躍されていた方がなっているかと、年齢的なことを伺いたいんですけども、お教えいただけますか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

現在ですね、紀北町には人権擁護委員さん8名ございます。両区で4名ずつおりますが、

長井悟郎先生につきましては教員出身ということで、今回、人権擁護委員法の委員の推薦にあたりましてもですね、教育者等についての部分も選出の基準の中にありまして、今回、教員

の出身者の方がお辞めになるということで、人権教育にも精通されておる教育者のほうからですね、高須先生を選ばさせていただいたということでございます。

そのほかのですね、委員さんにつきましては主婦の方、それから自営業の方等がございまして、年齢的にもですね、今一番最高齢、長井先生を除きますと最高齢が65歳の方が1名、63歳の方が1名と、あとは50代、それから40代の方が1名というようなことでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

職業じゃなしに、どのような所属団体というか、個人活動でいいんでしょうけども、所属はされていないんでしょうか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。固有名詞は人名は省略させていただきまして、まず自営業の方でございますが、長島区のほうではですね、設計業務をやられて、設計事務所を開設されている方が1名、それから主婦の方が1名、それから介護職員の分野で活躍されておる方が1名です。

それから海山区のほうではですね、神社の宮司さんが1名、それから保育所を経営されておる方が1名、それから主婦の方が2名ということでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今ですね、名前を言わなくてこう言った。これは皆議会の議決を経て就任している方々でしょう。それでこれは何年の任期で、もしよかったらもう皆公表していただいて結構じゃないんですか。そんなおかしな職業が何だかんだと言わんとさ、誰々誰々とはっきりここで知らせていただきたいと思うんで、読み上げてください。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは答えさせていただきます。紀伊長島区からでございますが、長井悟郎先生は省略いたしまして、まずですね、宮原良雄さん、これは長島の出身でございます、年齢は56歳で、今現在2期目でございます。今年の9月30日までの任期となっております。

それから中野●江さん、63歳で三浦の方でございます。現在2期目で、任期は22年の9月30日まで。それから上野まみさん、45歳でございます。これは先日12月議会で承認させていただきます、今年の1月から23年の12月31日までということで、1期目でございます。

それから海山区のほうではですね、森本巖さん、60歳、引本浦の方でございます、現在5期目でございます。任期は23年の9月30日まででございます。それから廣田●子さん、65歳の方で馬瀬の方でございます。1期目でございます、22年の6月30日までの任期となっております。それから横江浩純さん、46歳の方で、期目でございます、任期が23年の9月30日まででございます。それから廣瀬梅代さん、55歳、白浦の方でございます、1期目でございます。23年の12月31日までの任期となっております。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

川端龍雄議長

諮問案件につきまして、議会としての答申の意見を調整するため、ここで11時10分から再開します。それまで休憩いたします。

(午前 11時 05分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

これより討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第8～日程第12

議長

日程第 8 議案第 3 号から日程第 32 議案第 27 号までの 25 件について提案者から提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案 25 件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者より、一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第 3 号 紀北町交通安全対策事業基金条例であります。昭和 44 年に三重県が開始した三重県交通災害共済事業は、近年、民間保険の保障が充実し必要性がなくなった等の事由により、昨年 6 月 30 日をもって廃止されましたが、事業に剰余金が生じたことから、県内市町が行う交通安全対策事業の財源に充てることを目的として、その一部が交付されることになりました。当町におきましては、今後、実施する交通安全対策事業に有効に活用するにあたり、これを積み立てる基金を設けようとするものであり、その基金の健全な運用を図るため、本条例を制定する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例であります。現在、三重県町村会に運営委託しております情報公開審査会及び個人情報保護審査会につきましては、市町村合併により構成団体が減少したこと、及び運営経費の軽減を図るとともに安定した審査会の運営を行うため、両審査会を統合するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 5 号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。議案第 4 号と同様に、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合することに加え、統計法の改正に伴い本条例中の引用条文を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 6 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありま

すが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、その中で民間の労働時間との均衡を図るため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が一部改正されたことに伴い、勤務時間を1週間あたり40時間から38時間45分に短縮する等、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましても議案第6号と同様に法律の公布により、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例の内「育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態」を変更するため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましても議案第6号、7号と同様の法律の公布により、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例中、再任用職員にかかる時間外勤務手当の適用条文の変更と、市町村合併等で自治体を取り巻く環境が変化したことにより、今後、職員を他の自治体等に派遣しなければならないことが想定されることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例であります。昭和49年に建設された現河内集会所は、老朽化により本年度事業において新たに海山区河内774番地に建設しておりますが、供用を開始するにあたり本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。昨年の地方税法の一部改正におきまして、地域の住民福祉に寄与する公益活動や寄附文化の促進を図ることを目的に住民税の寄附金控除の対象が拡充され、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、市町村が条例で定めるものが住民税の寄附金控除の対象として追加されることとされました。このことから当町におきましても、三重県内に事務所を有する所得税の控除対象となる法人、県内に学校を設置する法人等において収納された寄附金について、当該寄附金が住民税の控除対象となるよう条例で指定するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例であります。熊野灘臨海公園大白地区テニスコートにつきましては、現在、三重県から管理許可を得て運営しておりますが、

本年3月31日をもって管理許可の期間が終了となり4月1日以降は管理運営を行わないことから、本条例中、熊野灘臨海公園大白地区テニスコートに関する規定を削除するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合理約の変更に関する協議についてであります。三重県自治会館組合の共同処理に関する事務に「物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務」が追加されることに伴い、三重県自治会館組合理約の一部を変更することについて、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。三重県市町職員退職手当組合から、本年3月31日をもって多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合が脱退するにあたり、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてであります。議案第13号と同様、多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合が脱退することに伴い三重県市町職員退職手当組合理約の一部を変更することについて、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてであります。紀北町森林公園オートキャンプ場につきましては、現在、特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事長 田上 至を指定しているところでありますが、本年3月31日で期間が満了となることから、公募の上、審査した結果、改めて4月1日から平成24年3月31日まで、海山区船津1548番地1特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事長 田上 至に指定管理者の指定をするにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,272万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億437万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税7,848万3,000円の増額をはじめ、国庫

支出金では地域活性化・生活対策臨時交付金 2 億 5,133万円等で、2 億 3,763万 8,000円を増額、繰入金では財政調整基金繰入金 1 億 928万 2,000円の増額や減債基金繰入金 7,547万 2,000円の減額等、差引 7,021万円の増額であります。

一方、歳出予算の主なものといたしましては、国の二次補正予算を受けて、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として 3 億 220万 2,000円、安全・安心な学校づくり交付金事業として、小中学校施設の耐震補強に 1 億 1,660万円を増額しているほか、各款に計上いたしておりました事業費の確定などに伴う補正であります。

また、あわせて、繰越明許費、債務負担行為、地方債補正を計上しております。

議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,753万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億 3,918万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では国民健康保険料 2,657万 8,000円、国庫支出金 9,732万 9,000円、県支出金 1,656万 5,000円をそれぞれ減額し、療養給付費交付金 3,681万円、前期高齢者交付金 924万 1,000円、共同事業交付金 2,810万 1,000円等を増額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、共同事業拠出金 1,268万 2,000円、基金積立金 3,260万 9,000円等を減額しようとするものであります。

議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,202万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3,816万 4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、支払基金交付金 1,598万 2,000円を減額し、国庫支出金26万 4,000円、県支出金 7 万 1,000円、諸収入 361万 9,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、医療諸費のうち医療給付費 1,197万 6,000円と審査支払手数料 5 万 2,000円を減額しようとするものであります。

議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,601万 1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 4,268万 4,000円にするとともに、高齢者医療制度円滑運営事業の 367万 5,000円を繰越明許費といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、後期高齢者医療保険料 1,441万 4,000円、繰入金

547万 1,000円を減額、諸収入19万 9,000円、国庫支出金 367万 5,000円を増額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、総務費 289万 8,000円を増額、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 1,890万 9,000円を減額しようとするものであります。

議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 236万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1億 7,847万 8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、サービス収入では 236万円を減額し、歳出予算では、総務費で同額の 236万円減額しようとするものであります。

議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出につきましては、収入として水道事業収益 238万 6,000円を減額し、総額を 4億 1,507万円に、支出では水道事業費用 456万 5,000円を減額し、総額を 3億 9,988万 1,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入として資本的収入 2億 4,077万 4,000円を減額し、総額を 3億 6,700万 5,000円に、支出では資本的支出 2億 5,254万 7,000円を減額し、総額を 5億 5,392万 8,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 8,692万 3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに 86億 4,500万 7,000円で前年度比 2.6%の増となっており、その他、債務負担行為、地方債を計上いたしております。

国内外での景気が悪化する中、国においては、景気対策や地域活性化に対応するために、2次補正予算を編成しておりますが、当町もそれに呼応し、地域活性化や雇用対策を実施するとともに、山積する諸課題を着実に前進させ、住民の方々が安心して安全に生活することができることに重視し予算編成を行ったところであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税が15億 2,125万円平成16年度の災害に伴う雑損控除の3年間の繰り越しが終了したことなどから前年度比 0.6%の増となっており、予算全体での構成比としては17.6%であります。

地方交付税の普通交付税につきましては35億円となっており、公債費に対して交付される部分が減少したため、昨年度当初予算と比較いたしますと 3.8%の減となっておりますが、

臨時財政対策債が54.9%の増となっており、これらの合計では 0.6%の増となっております。

町債につきましては12億 6,880万円で、昨年度当初予算と比較いたしますと 55.1 %の増となっておりますが、臨時財政対策債が1億 6,460万円増加し4億 6,460万円となったことに加え、小学校改築事業債が3億 7,750万円増加し3億 9,380万円となったことによるものであります。

一方、歳出予算では、住民の安全・安心に対するものとして、農林水産業費には津波、高潮危機管理対策緊急事業で白浦の防潮扉の改修費用として1,800万円、防災費では、名倉、松本、引本地区に地震・津波避難路等の整備費として3,094万1,000円を計上するとともに、教育費には相賀小学校改築事業費5億8,684万2,000円を計上し、平成22年度の完成を見込んでおります。

また、産業振興として農林水産業費に紀北町の主要な産業である漁業の振興対策として、環境生態系保全活動支援事業を取り入れ、漁業者に対し支援を行っていくための予算や、観光面では、新たに紀北町を紹介するDVD並びに観光ポスターの製作費用をはじめ、燈籠祭、大白祭、年末港市、カキ祭等への支援を継続して行っていくための予算を計上しております。

このほかにも福祉、環境等各分野において、住民の皆さまの要望も取り入れながら、当面の諸課題に対応した予算編成となっております。

議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに27億7,772万6,000円で、前年度比2.8%の増となっております。

主なものとしたしましては、歳入予算では、国民健康保険料が4億9,531万6,000円で、被保険者数の減少により昨年度比5.1%の減で、予算全体での構成比が17.83%となっております。国庫支出金7億609万円、療養給付費交付金1億5,304万8,000円、前期高齢者交付金7億693万1,000円で、国庫支出金と前期高齢者交付金が予算全体のそれぞれ25%以上を占めており、その他、県支出金が1億256万円、共同事業交付金3億3,135万4,000円等で構成されております。

一方、歳出予算では、総務費で職員人件費等5,048万3,000円、保険給付費では、療養諸費として16億9,031万3,000円、高額療養費として2億3,692万円、出産育児諸費として684万円、葬祭諸費として300万円等、19億3,707万3,000円であります。その他、後期高齢者支援金等が2億8,782万4,000円、介護納付金1億489万4,000円、共同事業拠出金3億1,411万9,000円等であります。

議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳

出ともに 598万 3,000円で、前年度比97.9%の減となっておりますが、昨年 3 月診療分までの老人保健法による医療制度にかわり、後期高齢者医療制度が実施されましたので、それ以前の老人保健法による医療制度の請求分に対応するために設ける予算となり大幅な減となっております。

主なものとしたしましては、歳入予算では、支払基金交付金として 294万円、国庫支出金 192万円等で構成され、歳出予算では、総務費では、電算共同処理委託料16万 3,000円と、医療給付費等の医療諸費 582万円であります。

議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに 4 億 7,981万 2,000円で、前年度比 4.5%の増となっております。

主なものとしたしましては、歳入予算では、後期高齢者医療保険料が 1 億 2,216万 8,000円、繰入金が保険基盤安定繰入金を含め一般会計から 3 億 5,714万 4,000円等であり、予算全体での構成比としては、後期高齢者医療保険料が 25.46%、繰入金が 74.44%となっております。

一方、歳出予算では、総務費として、職員人件費や保険料徴収事業で 1,210万 6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金として 4 億 6,720万 6,000円等であり、後期高齢者医療広域連合納付金が予算全体の 97.37%を占めております。

議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに 1 億 8,679万 6,000円で、前年度比10.4%の増となっております。

主なものとしたしましては、歳入予算では、サービス収入が 1 億 6,812万 8,000円で、予算総額に対し90.01 %の構成比となり、その他、繰入金等で構成されています。

一方、歳出予算では、総務費として、職員人件費や老人ホーム管理運営事業費等で、1 億 8,042万 3,000円、サービス事業費 588万 4,000円等であります。

議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では営業収益及び営業外収益などで 4 億 1,151万 1,000円、支出では営業費用及び営業外費用などで、3 億 9,990万円となる予算案を提案させていただいております。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では負担金等で 4 億 269万 7,000円、支出では建設改良費等 5 億 9,188万 1,000円となる予算案を提案させていただいております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8,918万 4,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

以上、25議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、

それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

続いて内容説明を求めます。

議案第3号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

それでは、議案第3号 紀北町交通安全対策事業基金条例について、ご説明申し上げます。
議案書の3ページをお願いします。

議案第3号 紀北町交通安全対策事業基金条例

紀北町交通安全対策事業基金条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

廃止となりました三重県交通災害共済事業について事業に剰余金が生じたことから、三重県は県内の各市町が行う交通安全対策事業の財源に充てることを目的として、その剰余金の一部を交付することになりました。

当町においては、今後実施する交通安全対策事業に有効に活用するにあたり、これを基金として積み立て、健全に運用する必要性が生じたため本条例を制定するものであります。

4ページをお願いします。

紀北町交通安全対策事業基金条例

第1条では、三重県市町交通安全対策事業交付金に基づいて実施する交通安全対策事業に係る資金の健全な運用を図るため、基金を設置するとし、基金の設置に関して定めたものであります。

第2条では、基金への積み立てに関して定めたものであります。

第3条では、基金に属する現金の管理について定めたものであります。

第4条では、運用益の処理について定めたものであります。

第5条では、処分について定めたものであります。

第6条では、基金に属する現金の繰り替え運用について定めたものであります。

第7条では、委任に関して定めたものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、基金として積み立てる県からの交付金であります、2,188万3,000円であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第4号から議案第8号までの5件についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

紀北町情報公開条例（平成19年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

三重県町村会に運営委託を行っている情報公開審査会及び個人情報保護審査会について、運営経費の軽減を図り、安定した審査会の運営を行うために両審査会を統合することに伴い、本条例の審査会に関する規定を改正する必要性が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

まず、目次でございますが、三重県町村会に運営委託を行っております情報公開審査会が、個人情報保護審査会に統合されることに伴い、第3節 紀北町情報公開審査会（第23条）を削除し、それに伴う以後の条番号を繰り上げるものであります。

次に、本文においては、両審査会の統合に伴う審査会の名称が紀北町情報公開個人情報保護審査会という名称に変わることから、第19条、第21条における審査会における表記を改め、また第3節の第23条を削除するとともに、第24条から第31条までを1条ずつ繰り上げ、第23条から第30条とするものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであり、この条例による改正前の紀北町情報公開条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の紀北町情報公開条例の相当規定によりなされたものとみなすとするものであります。

川合誠一総務課長

次に、9ページをご覧ください。議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

三重県町村会に運営委託を行っている情報公開審査会及び個人情報保護審査会について、運営経費の軽減を図り、安定した審査会の運営を行うために両審査会を統合することに伴い、本条例の審査会に関する規定を改正する必要性が生じたためであります。

変更内容につきましては、11ページの新旧対照表をご覧ください。

本議案につきましても、さきほどの紀北町情報公開条例の一部を改正する条例と同様、三重県町村会に運営委託を行っております紀北町情報公開審査会と、紀北町個人情報保護審査会を統合し、紀北町情報公開個人情報保護審査会となることに伴い、目次では審査会の名称を変更するとともに、本文では第6条第36条及び第43条における審査会の表記を改めるものであります。

また、統計法の一部改正に伴い、本条例第40条中の統計法の引用条文を改正するものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであり、この条例による改正前の紀北町個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の紀北町個人情報保護条例の相当規定によりなされたものとみなすとするものでございます。

川合誠一総務課長

次に、13ページをご覧ください。議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

民間との労働時間の均衡を図ること等を目的として、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）が一部改正されたことに伴い、本条例の勤務時間等の規

定について改正する必要が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

15ページをご覧ください。

この度の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正により、職員の1週間当たりの勤務時間が、現在の40時間から38時間45分に、また1日の勤務時間を8時間から7時間45分に、15分間短縮されることになったため、本条例の改正を行うものでありまして、第2条では、1週間の勤務時間を、また第3条及び第6条では、1日の勤務時間を改めております。

現在の1日の勤務時間は、午前8時30分から12時までと、12時から午後1時までは1時間の休憩時間を取り、午後1時から5時30分までの勤務となっておりますが、改正後におきましては、午後の勤務を15分間短縮し、午後5時15分までとするものであります。

附則でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

なお、このことにつきましては、町広報紙等で町民の方々にお知らせするとともに、当面は窓口事務等に支障のないよう対応してまいりたいと考えております。

川合誠一総務課長

次に、16ページをご覧ください。議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

民間との労働時間の均衡を図ること等を目的として、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正されたことに伴い、本条例の育児短時間勤務の取得に関する規定を改正する必要が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。

今回の改正は、さきほどの議案第6号と同様、職員の1日の勤務時間が15分間短縮されることに伴い、育児のための短時間勤務を取得する職員においても勤務時間を短縮するもので、

第11条で勤務の形態により4週間ごとの期間につき、1週間当たりの勤務時間を、現在の20時間、24時間、または25時間から19時間25分、19時間35分、23時間15分、または24時間35分に改正するものであります。

なお、本条例につきましても、平成21年4月1日から施行するものであります。

川合誠一総務課長

次に、20ページをご覧ください。議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

民間との労働時間の均衡を図ること等を目的として、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）が一部改正されたことに伴う本条例の関係規定の改正、並びに、単身赴任時の手当の支給に関する規定の追加に伴う所要の改正を行う必要が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

23ページをご覧ください。

本条例の改正は、まず、さきほどの議案第6号、第7号と同様、職員の勤務時間が短縮されることに伴い、第18条の時間外勤務手当において、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の適用条文の改正を行うものであります。

また、市町村合併等自治体を取り巻く環境が変化していることから、今後、職員を他の自治体及び団体等に派遣しなければならないことが想定されるため、新たに単身赴任手当及び地域手当の規定を追加するものであります。

第14条の2 単身赴任手当については、派遣等に伴う異動等によりやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活をするようになる職員に支給される手当であります。

また、第15条では、配偶者が居住するための住宅で、借家の場合の住居手当について定めています。

第15条の2 地域手当については、派遣先の地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整

を図るため支給される手当で、派遣地域の級地別区分に定められております。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上であります。どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第9号についての説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第9号につきましてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

老朽化していた海山区河内地区の河内集会所について、同地区内の町有地に新たに建設することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたためでございます。

工期が本年3月25日となっておりますが、これまでは完成いたしますが、現在、完成いたしておりませんので、建設することに伴いという表現にさせていただきました。

改正の内容ですが、28ページをご覧ください。

条例の新旧対照表でございます。

本条例の第2条には、1としまして集会所の名称及び位置は別表第1のとおりとするという規定がありますので、別表第1を改正させていただくものでございます。

右側が旧でございます。左が新でございますが、現在の紀北町海山区河内 145番地の3をですね、新たな今現在建設しております海山区河内の 774番地に改めるものでございます。

附則のところでございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

議案第10号からの内容説明以後におきましては、午後1時から開会いたします。

川端龍雄議長

それまで休憩いたします。

(午前 11時 56分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

休憩時間中に東篤布君より、体調不良のため、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、次に議案第10号についての内容説明を求めます。

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

それでは、議案第10号について、説明させていただきます。

29ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正におきまして、地域の住民福祉に寄与する公益活動や寄附文化の促進を図ることを目的として、住民税の寄附金控除の対象が拡充されたことに伴いまして、本条例における住民税控除関係の規定を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

31ページをご覧ください。

第34条の7第1項第3号は、地域の住民福祉に寄与する公益活動や、寄附文化の促進を図ることを目的として、住民税の寄附金控除の対象が拡充されたことに伴いまして、所得税の控除適用対象となる寄附金のうち、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体の条例により指定したものを、個人住民税の寄附金控除の適用対象に追加するものでございます。

今回、対象とする法人は、国立大学法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、厚生保護法人等ございまして、県内で事業を行う法人につきまして指定するものであります。町県民税にかかわるものでございますことから、公平性、市町間のバランス等考慮いたしまして、県が対象とする法人に対する寄附を対象としております。

なお、32ページの附則につきましては、施行期日と経過措置について所要の整備を行ったものであります。

本条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第11号について、ご説明申し上げます。

33ページでございます。

議案第11号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例

紀北町都市公園条例（平成17年紀北町条例第 139号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

現在、紀北町が運営している大白地区テニスコートにつきましては、熊野灘臨海公園事業により、平成10年5月に改正された県営の施設でございます。開設時から現在まで、旧海山町及び紀北町が三重県より管理許可をとって運営を行ってまいりましたが、3月31日をもって管理許可の期間が終了となり4月1日以降は紀北町にかわり、紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社が、県から管理許可を取得して運営を行う予定でございます。このため、紀北

町都市公園条例から大白地区テニスコートにかかる規定を削除する必要が生じたためでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。35ページから38ページまでの新旧対照表でご説明いたします。

35ページと37ページが新、36ページと38ページは旧でございます。

第6条中、別表第1の有料公園施設では、熊野灘臨海公園大白地区テニスコートの項を削除いたします。

第12条中、別表第3の使用料では、赤羽公園にかかる項は現行のとおりとし、熊野灘臨海公園大白地区テニスコートにかかる項の1 個人施設、2 専用施設、3 設備器具の使用料と、備考の1から5までのすべてを削除するものでございますが、改正の表記を容易にするため、別表第3の全部を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

川端龍雄議長

次に、議案第12号から議案第14号までの3件についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは、議案第12号について、ご説明申し上げます。

39ページをご覧ください。

議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年5月1日から、三重県自治会館組合の共同処理する事務として「物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務」を追加し、これに伴う三重県自治会館組合同規約（昭和62年三重県指令地第885号許可）の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

三重県自治会館組合の共同処理する事務に「物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の

受付及び審査の共同化に関する事務」が追加されることに伴い、同組合同規約の一部を変更することについて議会の議決が必要なためであります。

それでは、変更内容について、新旧対照表でご説明申し上げます。

42ページをご覧ください。

新旧対照表の第2条では、組合を組織する市町について、これまでの別表を別表第1と改めたこと、また第3条では、三重県自治会館組合の共同処理する事務について、新たに物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務を追加するとともに、本件共同処理業務の事務の除外市町を、新たに別表第2として掲げたことなどあります。

附則であります。この規約は、三重県知事の許可の日から施行するというものでありまして、また、構成団体との協議諸案につきましては、41ページでございます。

川合誠一総務課長

次に、43ページをご覧ください。

議案第13号について、ご説明申し上げます。

議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年3月31日をもって、三重県市町職員退職手当組合から多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合を脱退させるための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

三重県市町職員退職手当組合を組織する多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合から脱退の申し出があり、脱退することについて協議するにあたり議会の議決が必要なためであります。

44ページをご覧ください。

構成団体との協議書であります。三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議書（案）でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年3月31日をも

って三重県市町職員退職手当組合から多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合を脱退させるというものであります。

川合誠一総務課長

次に、45ページをご覧ください。

議案第14号について、ご説明申し上げます。

議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、三重県市町職員退職手当組合規約（昭和37年三重県指令地第2529号許可）を別紙のように変更するための協議をすることについて、同法第 290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年 3 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合の脱退の申出に伴い、4月1日から両組合を規約別表から削除することに合わせ、別表における組合の構成団体の表記を整理するための規約変更を協議するにあたり議会の議決が必要なためでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

48ページをご覧ください。

変更箇所につきましては、別表でございます。1つは、多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合及び朝明広域衛生組合の脱退申し出に伴い、両組合を削除するとともに、別表における組合の構成団体の表記を団体の種別ごと、また総務省のコード順に整理するものであります。

附則であります。この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、この規約による変更後の三重県市町職員退職手当組合規約の規定は、平成21年4月1日から適用するものであります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

北村議員。

6 番 北村博司議員

今、読み上げられたあれですが、この議決対象の議案なんで、ちょっと指摘したいと思う

んですが、この多気郡大台町、度会郡大紀町組合立とこうなってますが、ほかの一部事務組合すべて中黒を使って、句読点だとか分けてしまうんですね。多気郡大台町、郡も抜けて、もう1つ大紀町の組合立とこういうふうに、これは表記としてはそうなると思うんですが、ちょっとこれ誤ってませんか。中黒じゃないですか。句読点これだけです。ほかは皆、一部事務組合すべて中黒表記ですよ。

川端龍雄議長

総務課長、説明してください。

総務課長。

川合誠一総務課長

少しお時間をいただいて、確認させていただきたいと思いますが。

6番 北村博司議員

してください。議案ですから。

川端龍雄議長

この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 13分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 19分)

川端龍雄議長

総務課長、説明を求めます。

川合誠一総務課長

これは退手組合のほうへですね、ただいま確認いたしましたところ、この下の点が正しいという回答でございます。もともとこの組合規約自体が、この下の点になっているということでございます。下の点ですね。中黒の丸ではなくて、下ほどの点。

多分ですね、これはここの組合規約といたしましても、こういう名称でですね付けていると、もう当初から付けているのでということになるかと思います。はい。

確認いたしました。規約自体がこういう下の点になってございます。はい。

川端龍雄議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議案第15号について、ご説明申し上げます。

議案書の50ページをご覧ください。

議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町森林公園オートキャンプ場
- 2 指定管理者 所在地 紀北町海山区船津1548番地 1
名 称 特定非営利活動法人ふるさと企画舎
代表者 理事長 田上 至
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から
平成24年3月31日まで

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

今月、3月31日をもって紀北町森林公園オートキャンプ場の現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、4月1日以降の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決が必要となるものであります。

本議案につきましては、指定管理者管理期間満了に伴い、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者を選定するにあたり、指定管理者の候補者選定委員会において、審査していただいた結果、特定非営利活動法人ふるさと企画舎が候補者として選定されましたので、特定非営利活動法人ふるさと企画舎を指定管理者として、ご承認していただきたく、議案を上程するものであります。

ここでキャンプinn海山指定管理者の候補者の選定について、少し報告します。

現在の指定管理者については、平成21年3月31日で期間が満了となります。4月1日以降の指定管理者を決定する必要があり、昨年12月の19日から募集を開始しました。募集の方法ですが、町のホームページ、広報きほく1月号、行政放送への掲載ほか、新聞マスコミに

よる情報発信により周知を行いました。

また、指定期間を3年間、指定管理委託料を年間2,500万円以内とし、選定委員については海山区自治会連合会の会長上村氏、三重県観光プロデューサーの西川氏、東紀州観光まちづくり公社の事務局長室谷氏、紀北町観光協会会長の長井氏、紀北町商工会事務局長の西村氏の5名を選任いたしました。

その後、平成21年1月16日に、現地説明会を実施しまして施設の概要、申請書類、今後のスケジュールなどについて説明、また現地、キャンプinn海山へ行き施設を見学いたしました。その後、その申請書類受付期間を平成21年1月16日から1月27日の期間とし、その結果、申込者は特定非営利活動法人ふるさと企画舎1団体でした。

その後、選定委員会において、一次審査が平成21年2月の2日にあり、書類審査が行われました。次に二次審査が平成21年2月10日にあり、プレゼンテーションの実施や選定委員により、評価項目の採点を行った結果、特定非営利活動法人ふるさと企画舎が選定されました。

評価としましては、現在のキャンプinn海山の施設管理運営や地域の密接な連携において、地域振興に大きな役割を果たしているという評価が得られました。

また、選定委員会の付託意見として、施設の管理運営にとどまらず、紀北町の地域資源と連携して、紀北町全体のさらなる魅力づくりに期待したいという意見がありました。

以上で、指定管理者候補者の選定についての報告を終わります。

どうかよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明します。

予算書をお願いします。

議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成20年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,272万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億437万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは、8ページから10ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費補正、第1追加であります。地域活性化生活対策臨時交付金事業など、合計額7億5,360万6,000円を平成21年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、11ページをご覧ください。

繰越明許費補正、第2変更であります。町道永長線道路改良事業について、2,990万円を4,990万円に変更するものであります。

12ページをご覧ください。第3表 債務負担行為補正、廃止であります。

13ページをご覧ください。第4表 地方債補正、変更であります。過疎対策事業債ほかの限度額を変更するものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

この度の補正予算は、事業費の精算と国の2次補正予算措置に伴います地域活性化生活対策臨時交付金事業などが大部分であります。

それでは、17ページをご覧ください。

歳入の主なところから説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第17号から議案第19号までの3件についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,753万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,918万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

今度の補正は、歳入歳出も含めすべて確定、あるいは決算見込みによる補正であります。それでは8ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料、第1目 一般被保険者国民健康保険料であります。2,825万5,000円減額して、4億5,230万2,000円とさせていただきます。制度改正によって後期高齢者医療制度に移行したことにより、一般被保険者数等が当初見込みより減少したことによるものでございます。第2目 退職被保険者等国民健康保険料であります。167万7,000円増額して、4,317万4,000円とさせていただきます。退職者被保険者数が当初見込みより増えたことによるものでございます。

9ページをご覧ください。第4款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、

川端龍雄議長

課長、ちょっとお待ちください。

会議録署名議員が退席しておりますので、少しちょっと。

それでは尾上議員、会議録署名議員をよろしくお願いします。

課長、続けてください。

谷口房夫住民課長

（以下予算書により詳細に説明）

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,202万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,816万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算書に関する説明に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきますが、本予算の補正につきましても歳入歳出も含め、すべて確定、あるいは決算見込みによる補正であります。

それでは6ページをご覧ください。

（以下予算書により詳細に説明）

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成20年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,601万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,268万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

4ページをご覧ください。第2表の繰越明許費であります。高齢者医療制度円滑運営事業367万5,000円を全額平成21年度に繰り越すものであります。繰越理由と事業内容でございますが、去る1月27日に国会で可決されました国の平成20年度の第2次補正により、平成21年度におきましても後期高齢者医療の方のうち、所得の低い方の保険料を軽減するための予算が盛り込まれました。すでに皆様もご存じのように、本年7割軽減の方は20年度に限り、8.5割軽減とされておりましたが、平成21年度におきましては、9割軽減と7割軽減の2つに区分されることになりましたことから、このことに対応するための電算システムの改修事業でありまして、平成21年度に繰り越して執行するものであります。

続きまして、他の補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきますが、本予算の補正につきましても、歳入歳出ともすべて確定、あるいは決算見込みによる補正であります。

それでは7ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

それでは、議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1億7,847万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算書に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第21号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは、議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を説明させていただきます。

予算書をお願いいたします。

予算書の1ページですが、平成20年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成20年度紀北町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入 第1款 水道事業収益は238万6,000円を減額し、4億1,507万円に、その内訳は、第1項 営業収益は178万2,000円を減額して、2億8,252万2,000円に、第3項 簡易水道営業収益は49万2,000円減額して、1億1,552万3,000円に、第4項 簡易水道営業外収益は11万2,000円減額して、1,640万5,000円にするものです。

支出でございますが、第1款 水道事業費用は456万5,000円を減額して、3億9,988万1,000円に、その内訳は、第1項 営業費用は211万9,000円を増額して2億4,403万6,000円に、第2項 営業外費用は92万1,000円を減額して、4,153万2,000円に、第3項 簡

簡易水道営業費用は 558万 3,000円減額して、8,201万 8,000円に、第4項 簡易水道営業外費用は18万円を減額して、3,226万 5,000円にするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 8,692万 3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第1款 資本的収入は2億 4,077万 4,000円を減額して、3億 6,700万 5,000円に、その内訳は第1項 負担金は2億 4,357万 8,000円を減額して、3,941万 9,000円に、第2項 補助金は4,000円を増額して、5,338万 6,000円に、第3項 企業債は280万円を増額して、2億 7,420万円にするものであります。

支出 第1款 資本的支出は2億 5,254万 7,000円を減額して、5億 5,392万 8,000円に、その内訳は、第1項 建設改良費は2億 5,295万 6,000円を減額して、2億 2,182万 4,000円に、第2項 企業債償還金は40万 9,000円を増額して、3億 3,210万 4,000円にするものであります。

2ページをお願いいたします。

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2に定めた当該事業年度に属する債権及び債務として整理する金額を、次のとおり補正する。

当該事業年度に属する債権として整理する未収金の金額は、181万 5,000円を増額して、981万 5,000円に、当該事業年度に属する債務として整理する未払金の金額は、42万円減額して、128万 4,000円とする。

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

簡易水道事業債と過疎対策事業債とも140万円ずつ増額して、それぞれ5,060万円に、計2億 7,420万円、起債の方法は証書借入とします。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「4,117万 1,000円」を「4,106万 3,000円」に改める。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、9ページの平成20年度紀北町水道事業会計補正予算の実施計画説明書で説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第22号の内容説明については、14時50分から再開し、それまで休憩いたします。

(午後 2時 33分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 50分)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

実はですね、さきほども補正の提案説明、内容説明やっていたんですが、実はですね、一般会計の最終補正は町長も町政の一般説明で述べているように、13ヵ月予算というとなえ方をしておってですね、新規事業がたくさん入っている。これは今までの事業費精算に伴う最終補正が今までは普通だったんですが、今回、全協で説明されてないのは私はいかなんかと思うんですよ。今後ともこういうケースが出るかどうかわかりませんが、百年に一回とかという不況の中で、少なくとも当初予算だけやなしに、13ヵ月予算と一体的にと

らえておるわけですから、この一般説明を見ても。

議長、今後はですね、もしこういった新規事業が最終補正で出てくる場合は、当初予算の説明の中で私はすべきだと思います。説明受けてないわけですから、これはどうしても質疑は多くなると思いますよ、補正に対して。いかがでしょう、議長のお考えは。

川端龍雄議長

議運とも一応諮っていただいて、そのようにお計らいいたします。

それでは、議案第22号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

それでは、平成21年度紀北町一般会計当初予算の内容について、ご説明いたします。

議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算

平成21年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億 4,500万 7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

続きまして、9ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為であります。複写機賃貸借契約から相賀小学校改築事業まで、合わせまして6事項であります。

続きまして、10ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業債ほか合計12億 6,880万円であります。それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算の主なところについて説明させていただきます。14ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

財政課長、ご苦労さんでした。

次に、議案第23号から議案第25号までの3件についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億 7,772万 6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

平成21年度の本予算につきましては、27億 7,772万 6,000円で、前年度当初予算に比べ、7,542万 2,000円増の予算を計上させていただきました。その内容につきまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。予算書の8ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成21年度紀北町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 598万 3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

平成21年度の本予算につきましては、前年度当初に比べて2億 8,501万 3,000円減の598万 3,000円を計上させていただきました。これは昨年度の制度改正によりまして、後期高齢

者医療制度に移行した関係で、平成20年3月以前の老人保健による診療分にかかる医療費等の経費を計上したことによるものでございます。

それでは、その内容につきまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

谷口房夫住民課長

続きまして、平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,981万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

平成21年度の本予算につきましては、4億7,981万2,000円で、前年度当初予算に比べ、2,070万1,000円増の予算を計上させていただきました。

それでは、その内容につきまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第26号についての内容説明を求めます。

五味福祉健康課長。

五味啓福祉保健課長

議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成21年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,679万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第27号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは、平成21年度紀北町水道事業会計当初予算を説明させていただきます。

予算書をお開きください。よろしくをお願いいたします。

議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算書、1ページをお願いいたします。

(総則)

第1条 平成21年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|----------|--------------------------|------------------|
| (1) | 給水戸数 | 9,588戸 | |
| (2) | 年間総給水量 | 271万 1,324m ³ | |
| (3) | 一日平均給水量 | 7,428m ³ | |
| (4) | 主な建設改良事業 | 町道古里・江ノ浦線配水管布設工事 | 2,215万円 |
| | | 中里地区配水管布設替工事 | 1,757万 8,000円 |
| | | 古里・道瀬簡易水道統合整備事業 | 1億 941万円 |
| | | 高速道路建設工事に伴う馬瀬浄水場移転工事 | 2億 3,345万 7,000円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | | |
|----|-----|-----------|------------------|
| 収入 | 第1款 | 水道事業収益 | 4億 1,151万 1,000円 |
| | 第1項 | 営業収益 | 2億 8,092万 7,000円 |
| | 第2項 | 営業外収益 | 148万 4,000円 |
| | 第3項 | 簡易水道営業収益 | 1億 1,466万 7,000円 |
| | 第4項 | 簡易水道営業外収益 | 1,443万 3,000円 |
| 支出 | 第1款 | 水道事業費用 | 3億 9,990万円 |
| | 第1項 | 営業費用 | 2億 4,023万 6,000円 |
| | 第2項 | 営業外費用 | 3,235万 6,000円 |
| | 第3項 | 簡易水道営業費用 | 9,922万円 |
| | 第4項 | 簡易水道営業外費用 | 2,805万 8,000円 |
| | 第5項 | 特別損失 | 3万円 |

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 8,918万 4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

- | | | | |
|----|-----|-------|------------------|
| 収入 | 第1款 | 資本的収入 | 4億 269万 7,000円 |
| | 第1項 | 負担金 | 2億 3,585万 7,000円 |

第2項	補助金	5,394万円
第3項	企業債	1億1,290万円
支出	第1款 資本的支出	5億9,188万1,000円
	第1項 建設改良費	4億4,259万7,000円
	第2項 企業債償還金	1億4,928万4,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は、簡易水道事業債 5,650万円、過疎対策事業債 5,640万円、計 1億1,290万円、起債の方法は証書借入とします。

利率、償還の方法は記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,667万3,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,224万8,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成21年3月5日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、22ページの予算実施計画説明書で説明させていただきます。
22ページをお願いいたします。

(予算実施計画説明書で詳細説明)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

今の説明がありました21年度の予算のですね、1ページの一番重要な部分のですね。町道古里・江ノ浦線配水管布設工事、約2,200万円ですか、この場所の説明の地図がですね、私のだけかも知れませんが、21年度紀北町当初予算並びに事業計画書の写しの地図が写っていないんですよ。これをいただかないと、これ明日に向かってのですね、精査が私できませんし、それから去年の何回目かの質疑の中でですね、海野から道瀬までのあれよりも、この制御するほうが妥当じゃないかという意見等もありましたのですね、あったわけですから、この地図は差し替え、ない人については差し替えていただきたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

奥村議員にお答えします。これ議案に対する今、資料じゃないので担当課でまた、奥村議員そのようにお願いするとか何かしてください。

川端龍雄議長

以上で、議案の内容説明並びに内容説明を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

内容説明じゃないんですけど、この平成21年2月21日のこの南海新聞の、この老人ホームの民間経営委託の記事が載っているわけですね。それで我々議員が老人ホームの民間委託は決まったんやってなど、もう決まったんですかと、いろいろな質問されるわけですね。

それで、あの全員協議会で町長が説明したときにですね、私はこれはまだ時期尚早で、次の選挙に絡んで町長が変わったら事業続けるかどうかともわからない。まして今の現町長が選

挙で当選したら、これの議題としてあげてくださいと、今、審議ここですもんじゃないと聞き置くことになって、結果出てないと思うんですよね。

しかし、新聞の内容については、「22年からの民営化方針を示したと、そして今年8月に運営業者を公募し、来年4月から民間運営に移行したいとしていると、そして今年8月に公募を公告し、9月末で応募を締め切り、選定委員会を開いて10月には移管先を決定、来年1月から民営とする計画」いろいろなことを書いてあるんですけど、これはあまりにも議会軽視をしたようなやり方じゃないですか。

これは議会に対して何も一つの議決もとってなくてですよ、報告も十分にしないで、このようなことは私どもは聞いてないですよ、全協のときに。そうして新聞のほうが早く知るということは、議員は説明を受けないでですね、新聞の報道のほうが早いというのは、ましてこれが議決したような見出しで載っているけど、内容も。これはどういうふうに議長、議員として議会として処理するつもりでおりますか。

川端龍雄議長

入江議員、少しまだ今の今日の日程がまだ終わってませんので、日程をさきに続けます。

川端龍雄議長

お諮りします。

ただいま説明のありました議案の質疑については、第2日、3月6日の本会議で行うことにしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月6日の本会議で行うことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうも、ご苦労さんでした。

(午後 4時 45分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 6月 9日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 尾上壽一

紀北町議会議員 玉津 充